

「ほくでん新規ご契約キャンペーン！」 実施規約

北海道電力株式会社（以下「当社」といいます）が実施する「ほくでん新規ご契約キャンペーン！」（以下「当CP」といいます）は、お客さまが当CP実施規約（以下「本規約」といいます）を十分に理解し、同意していることを前提といたします。

1. 対象となるお客さま

○ 当CPは、電気ご使用開始日の2カ月前から1カ月後までに、当社に新たに電気需給契約のお申し込みをされ、且つ、次のすべての条件を満たすお客さまを対象（以下「対象者」といいます）といたします。

（1）原則として、以下の電気料金プランでご契約いただくこと

＜対象となる電気料金プラン＞

エネとくポイントプラン／エネとくSプラン／エネとくMプラン／エネとくLプラン／

エネとくシーズンプラス／エネとく動力プラン

（2）電気のご使用開始後、当社と1年以上ご契約を継続いただけること

2. 応募方法

○ 当CPは、当社指定の申し込みフォーム等から、当社に新たに電気需給契約のお申し込みをされる際、同時に当CPのお申し込みをいただくことで、応募受付を完了いたします。

3. 実施概要と注意事項

○ 当CPは、「エネとくポイントプラン」の対象者には3,000円相当、「エネとくSプラン」の対象者には5,000円相当、「エネとくMプラン」、「エネとくLプラン」、「エネとくシーズンプラス」、および「エネとく動力プラン」の対象者には10,000円相当の賞品を電気のご使用開始後3カ月以内を目途に進呈いたします。

○ ただし、当CPの賞品において、「エネモポイント」をお選びいただいた場合は、「エネとくポイントプラン」の対象者には3,300円相当、「エネとくSプラン」の対象者には5,500円相当、「エネとくMプラン」、「エネとくLプラン」、「エネとくシーズンプラス」、および「エネとく動力プラン」の対象者には11,000円相当のエネモポイントを電気のご使用開始後3カ月以内を目途に進呈いたします。

○ 当CPの適用は、一契約につき一度限りといたします。

○ 賞品をお届けの際、不着等でお届けできない場合は、当CPのお申し込みを取消させていただく場合があります。

4. 精算金

- 当社は、対象者が、電気のご使用開始後 1 年未満で当社との電気需給契約を解約したことを把握した後、提供した賞品と同額の精算金を申し受けます。
- 当社は、対象者が、電気のご使用開始後 1 年間で、提供した賞品の金額（他のキャンペーン等を併用された際は、他のキャンペーン等で提供した賞品との合計金額といたします）および当社 Web サービス「ほくでんエネモール」内で獲得したエネモポイントの合計額が、電気料金等の合計請求金額の 20% を超過している場合、その超過分相当額を精算金として申し受けます。
- ただし、対象者の止むを得ない理由（転居等）により、当社との電気需給契約の継続が不可能となる場合を除きます。

5. 本規約の変更

- 当社は、民法第 548 条の 4 の規定にもとづき、本規約を変更する場合があります。

6. 個人情報の取扱い

- 当社が保有する個人情報につきましては、下記に掲げる定款記載の事業において、契約の締結・履行、債権回収および債務の履行、アフターサービス、設備等の形成・保守・保全、アンケートの実施、商品・サービスの改善・開発、商品・サービスに関する広告・宣伝物の送付・勧誘・販売、関係法令により必要とされている業務その他これらに付随する業務を行うために必要な範囲内で利用させていただきます。
 - (1) 電気事業
 - (2) ガス供給事業
 - (3) 前各号に関するコンサルティングおよびエンジニアリング
 - (4) 前各号に附帯関連する事業

7. 準拠法

- 本規約は日本法を準拠法とし、本規約に定めがない事項については日本法に従い解釈されるものといたします。

8. その他注意事項

- 当 C P の期間中または終了後に、当 C P と同様または類似の施策を行う可能性があります。
- 当 C P は、他のキャンペーンと併用できない場合があります。

以 上